

# 運 営 規 程

## 第 1 章 総 則

第 1 条 一般社団法人いわき石川青年会議所（以下「本会議所」という）の運営を円滑し、その目的達成を容易ならしめるため、本運営規程（以下「本規程」という）を設ける。

## 第 2 章 役 員 の 任 務

第 2 条 本会議所の役員は、定款 3 5 条に定める事項の他、次の任務を有する。

1 理事長

- (1) 本会議所の代表として、対外的な発言をし、すべての総括責任をもつ。
- (2) 公益社団法人日本青年会議所総会、東北地区協議会、福島ブロック協議会及び会員会議所会議に出席し、本会議所の有する議決権の行使及び意見の発表を行う。
- (3) 理事会において討議決定された事項を総会・例会において報告し、また、総会・例会において決議された事項を企画実施する。

2 副理事長

- (1) 理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営の為、一体となって努力する。
- (2) 分掌の委員会を統括して、活発な活動をはかり、各委員会の連絡調整を図る。

3 専務理事

- (1) 理事長を補佐すると共に、事務局及び委員会を統括し、本会議所の運営の円滑化をはかる。

## 第 3 章 監事及び直前理事長

第 3 条 監事は、定款第 3 6 条、第 3 7 条、第 3 8 条、第 3 9 条、第 4 0 条に定める事項の他、総会、例会、理事会に出席し、所見を述べなければならない。

第 4 条 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、業務について必要な助言をする。

## 第 4 章 出 席

第 5 条 会合の出席は、規定用紙に署名することを原則とする。

- 2 全ての会合において欠席・遅刻・早退する場合は、必ず届け出なければならない。
- 3 正会員は、すべての会合に出席する際には、正服を着用し J C バッチをつけなければならない。
- 4 理事会は、3 か月毎の出席率を掌握しなければならない。
- 5 会員が道義として求められる年間の出席率の下界を 3 0 % とし、下回る会員に対しては第 1 2 条の通知をする。
- 6 年間の出席率は、総会・例会・委員会・全体行事の開催日数を分母とし、役員の場合は理事会、新入会員の場合はオリエンテーションの回数を加えて算出する。
- 7 会員が議決権を有する総会および理事会に対し、事前に委任欠席届のある時は、出席とみなし算出する。
- 8 理事長、担当副理事長、および専務理事が委員会に出席した場合、分母子それぞれに 1

- を加えて算出する。
- 9 青年会議所関係の公務のためにあらかじめ届け出て総会・例会・委員会・全体行事および理事会に欠席した場合は、出席したものとして取り扱う。
- 10 下記の会合に事前に届け出て出席した会員は、その旨を理事長あて文章で報告した場合、分母子に1を加えて算出する。ただし、主催者側もしくは当該委員長の承認印を必要とする。
- (1) J C I 諸会議
- (2) 全国会員大会、各地区会員大会、各ブロック会員大会
- (3) 各地青年会議所の認証伝達式および記念式典
- (4) 各地青年会議所例会
- 11 数日間にわたって開催される会合は1回として扱う。
- 12 病気（要医師の診断書）または海外出張の為、長期にわたり出席不可能の場合、休会として出席の義務を免除する。ただし、休会届を理事長に提出し、受理された日より休会扱いとする。

## 第5章 例会・定例理事会

- 第6条 例会は、原則として毎月18日に開催する。ただし、当日が日曜・祝祭日となった場合はその翌日とする。
- 2 例会の運営については、前月までの理事会において承認を受けなければならない。
- 第7条 定例理事会は、原則として毎月4日に開催する。ただし、当日が日曜・祝祭日となった場合はその翌日地する。

## 第6章 委員会

- 第8条 定款第41条に基づき、次の委員会を設置することができる。別に必要のある時は、理事会の承認を経て特別委員会を設置することができる。
- 第9条 委員会には、委員長1人、副委員長2人以内、および委員若干名を置く。
- 2 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 委員は、正会員のうちから委員長が理事会の承認を得て任命する。
- 第10条 各委員会の職務分掌は、次の通りとし、各委員会は毎月1回以上会合を持ち、独自の事業計画の確立と実施の推進母体となる。
- (1) 総務系委員会
- ① 財務の管理に関すること
- ② 総会、例会、理事会の開催に関すること
- ③ 会費の徴収
- ④ 会員名簿の完備
- ⑤ 褒章、表彰、慶弔に関すること
- ⑥ 事業計画、事業報告、収支予算書、決算書等の総会議案書作成
- ⑦ 定款、諸規程に関すること
- ⑧ 物品備品等の保管、管理に関すること
- ⑨ 会報の発行
- ⑩ 公益社団法人日本青年会議所および各地青年会議所との情報交換
- ⑪ 青年会議所活動の対外的PRおよび報道機関への連絡

- ⑫その他、LOMの運営と広報活動に関すること
- ⑬各委員会の連絡調整事務およびその他各委員会に属さないこと
- (2) 研修系委員会
  - ①会員の拡大と入退会に関すること
  - ②出席率向上に関すること
  - ③会員相互の親睦と友情に関すること
  - ④国際交流に関すること
  - ⑤各地青年会議所との交流交換に関すること
  - ⑥家族会の開催等、会員家族間の親睦に関すること
  - ⑦各種会合への参加奨励
  - ⑧自己啓発、会員訓練に関すること
  - ⑨議事法および実践指導力の徹底
- (3) 社会系委員会
  - ①経営訓練に関すること
  - ②産業および経営事情の研究に関すること
  - ③地域経済の活動促進に関すること
  - ④その他経営開発に関すること
  - ⑤社会福祉に関すること
  - ⑥青少年の健全育成に関すること
  - ⑦教育問題に関すること。
  - ⑧社会的な問題および奉仕活動に関すること
  - ⑨地域の歴史、文化、地理に対する再認識と啓蒙に関すること。
  - ⑩地域開発の構想および研究に関すること
  - ⑪民間諸団体と地域振興を主旨とする交流に関すること
  - ⑫行政と民間との意見交流、および地域政策に関すること

## 第7章 褒 章

- 第11条 本会議所における褒章は、青年会議所運動に顕著な功績のあった個人、法人、団体および委員会に対して理事会の決定により褒章を行う。褒章の方法等についてはその都度理事会で決定する。
- 第12条 年間の総会および例会の出席率が、100%の会員は褒章する。ただし、総会に対し委任欠席のある時は対象としない。
- 細則
- 第13条 本規程の施行に関する細則は、理事会の決議をもって定める。